

Ⅶ 災害時の医療救護活動

災害時に保健活動を行うにあたっては、災害時の医療体制について知っておく必要があります。発災時に、どこでどのような医療資源が機能しているかについては、発災後に情報収集する必要がありますが、平常時より地域における災害時の医療救護活動がどのように想定されているかを認識しておくことが重要です。

ここでは、東京都の災害医療体制の概要と西多摩圏域での体制整備の状況について記載しています。

内容

1	東京都の災害医療体制	90
	（1）フェーズ区分	90
	（2）関係機関の連携体制と役割分担	90
	（3）二次保健医療圏を単位とした災害医療体制	91
	（4）災害医療コーディネーターの指定	91
	（5）医療機関の役割分担	92
	（6）医療救護所・医療救護活動拠点	92
	（7）医療チームの種別	93
	（8）医薬品・医療資器材	93
2	西多摩圏域の災害医療体制	94

1 東京都の災害医療体制

東京都では「東京都地域防災計画」（平成26年修正）に基づき、「災害時医療救護活動ガイドライン」（平成28年2月）を策定し、医療従事者や行政機関を対象とした活動方針を示しています。

(1) フェーズ区分

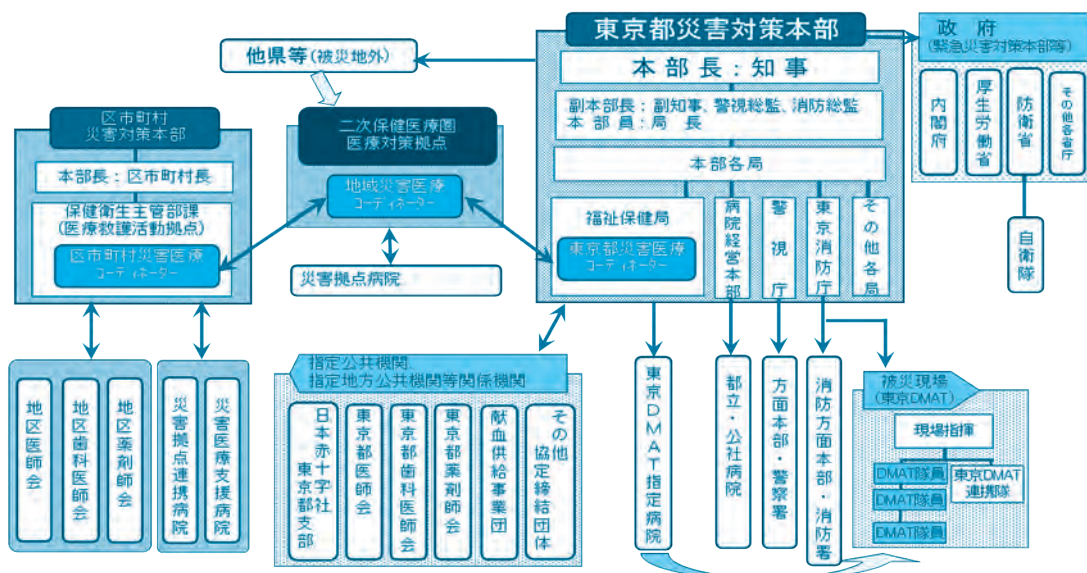
発災直後から中長期までの6区分に分けてその期間の状況を想定しています。

区分	0	1	2	3	4	5
	発災直後	超急性期	急性期	亜急性期	慢性期	中長期
想定期間	発災～6時間	～72時間	～1週間	～1か月程度	～3か月程度	3か月程度～
医療ニーズ	外傷治療・救命救急のニーズ			慢性疾患治療・被災者の健康管理等		

(2) 関係機関の連携体制と役割分担

災害時の医療救護活動を迅速かつ的確に行うためには、関係機関が連携してそれぞれの役割を果たしていくことが重要です。

発災直後から急性期までの連携体制は以下のとおりです。



出典：災害時医療救護活動ガイドライン（東京都福祉保健局、平成28年2月）

また、区市町村の役割として以下の活動内容が想定されています。

【医療情報の収集伝達体制における区市町村の役割】

- ・ 地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会及び区市町村災害医療コーディネーター等と連携して、人的被害や医療機関などの被害状況等を集約し、圏域内の医療対策拠点に報告

- ・地域住民に対する相談窓口の設置

【初動期の医療救護活動における区市町村の役割】

- ・災害時における医療救護を一時的に実施
- ・区市町村災害医療コーディネーターの医学的な助言を受け、区市町村内の医療救護活動等を統括・調整
- ・緊急医療救護所及び避難所医療救護所を設置
- ・地区医師会、地区歯科医師会及び地区薬剤師会等との協定に基づき、地区医療救護班等を編成・派遣を要請

(3) 二次保健医療圏を単位とした災害医療体制

首都直下地震等が発生した場合、都が統括管理する被災地域が広範囲になることが想定されるため、二次保健医療圏を単位とした災害医療体制を導入しています。

原則として震度6弱以上の地震が発生した二次保健医療圏に、都が医療対策拠点を設置し、地域災害医療コーディネーターはそこに参集し圏域内の医療救護活動を統括・調整します。

用語	説明
二次保健医療圏 医療対策拠点	都が二次保健医療圏ごとに災害拠点中核病院等に設置し、区市町村から情報収集を行い、地域災害医療コーディネーターとともに医療救護活動の統括・調整を行う場所
地域災害医療 連携会議	都が二次保健医療圏ごとに設置し、関係機関を地域災害医療コーディネーターが招集し、情報共有や検討を行う。平常時・発災時に開催する。

(4) 災害医療コーディネーターの指定

医療救護に必要な情報を集約一元化して、迅速かつ的確に医療救護活動を行うことができるように「災害医療コーディネーター」を指定するものとしています。「災害医療コーディネーター」の種別と役割は下表のとおりです。

種別	役割
東京都災害医療 コーディネーター	都内全域の医療救護活動を統括・調整するため、都に対して医学的な助言を行う都が指定する医師
東京都地域災害医療 コーディネーター	各二次保健医療圏域の医療救護活動を統括・調整するため、都が指定する医師
区市町村災害医療 コーディネーター	区市町村内の医療救護活動を統括・調整するため、区市町村に対して医学的な助言を行う区市町村が指定する医師

(5) 医療機関の役割分担

被災地の限られた医療資源を有効に活用し、傷病者に対して確実に医療を提供できるように、全ての医療機関の役割分担を明確にしています。

種 別	役 割
災害拠点病院	主に重症者の収容・治療を行う都が指定する病院
災害拠点連携病院	主に中等症者又は容態の安定した重症者の収容・治療を行う都が指定する病院
災害医療支援病院	主に専門医療、慢性疾患への対応、区市町村地域防災計画に定める医療救護活動を行う病院 (災害拠点病院及び災害拠点連携病院を除く全ての病院)
専門的医療を行う診療所	原則として診療を継続する診療所(救急告示医療機関、透析医療機関、産科及び有床診療所)
診療所・歯科診療所・薬局	診療継続又は区市町村の定める医療救護(上記以外の診療所・歯科診療所・薬局)

(6) 医療救護所・医療救護活動拠点

通常の医療体制では対応できない場合、区市町村は、各地域防災計画等に基づいて医療救護所を設置します。

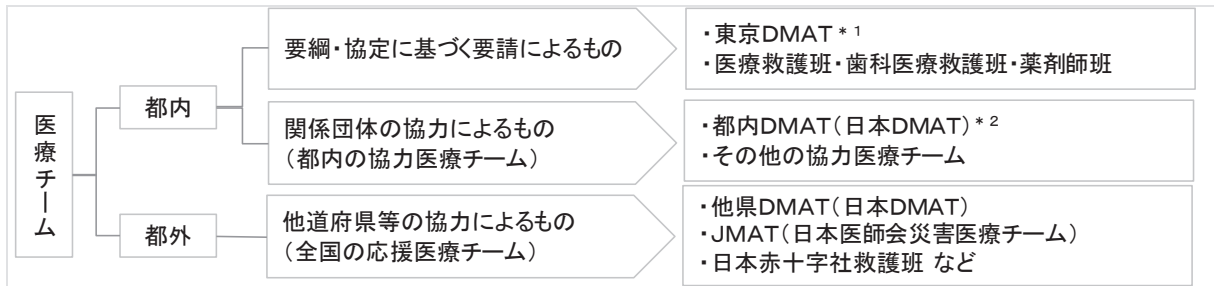
種 別	役 割
緊急医療救護所	区市町村が、発災後速やかに、災害拠点病院などの近接地等に設置する。(トリアージ・応急処置等)
避難所医療救護所	区市町村が、おおむね急性期以降に、避難所内に設置する。 (慢性疾患治療及び被災者等の健康管理(巡回診療を含む))

また、医療救護所を開設した区市町村は、原則として、保健センター等に医療救護活動拠点を設置します。

種 別	説 明
医療救護活動拠点	区市町村が、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換するために設置する拠点

(7) 医療チームの種別

災害時には東京DMATや医療救護班などの医療チームが医療救護活動を行います。また、都外から医療チームが参集して都内の医療救護活動を支援します。



出典：災害時医療救護活動ガイドライン（東京都福祉保健局、平成28年2月）

*1東京DMAT：都の研修・訓練を受けた災害医療派遣チーム

（25病院を東京DMAT指定病院に指定）

*2日本DMAT：厚生労働省等が実施する研修・訓練を受けた災害派遣医療チーム

（災害拠点病院は原則として日本DMATを有している。）

※ 詳細は、【資料14】災害時の医療チーム・専門チーム・外部支援者等一覧（P.143）を参照のこと

(8) 医薬品・医療資器材

病院、診療所、歯科診療所及び薬局は、原則として医薬品等を平常時と同様に卸売販売業者から購入します。流通が回復するまで（おおむね超急性期までの72時間）は、医療機関の備蓄品等で対応します。

区市町村は、災害薬事センターを設置し、卸売販売業者に医薬品等を発注し、医療救護所や避難所に供給します。流通が回復するまでは、区市町村の備蓄品で対応します。

そのため区市町村は、平常時から、医薬品等を備蓄（発災から3日間分）するとともに、地区薬剤師会と連携し、災害薬事コーディネーターの任命、災害薬事センターの設置場所や運営方法、卸売販売業者からの調達方法などをあらかじめ協議しておきます。

種 別	説 明
災害薬事センター	薬剤師班活動や医療救護所、避難所等への医薬品等の発注・供給を調整し、災害時の薬事の拠点となる場所。災害薬事センターのセンター長（＝災害薬事コーディネーター）は地区薬剤師会から選任する。

2 西多摩圏域の災害医療体制

西多摩圏域では、地域災害医療コーディネーターが中心となり、地域災害医療連携会議において災害医療体制の検討を進めています。

西多摩圏域の特性を踏まえ、圏域を3ブロックに分けてブロックコーディネーターを設置し、区市町村災害医療コーディネーターの役割を担うものとしています。地域災害医療連携会議の下にブロック別の調整部会を設置し、地域の実情に合った体制整備を進めています。奥多摩町及び檜原村については、発災直後は孤立する状況も想定されるため、ブロックとは別に町村単独での対応についても検討を進めています。

また、「医療対策拠点本部」「緊急医療救護所」「医療救護所・避難所」「災害薬事センター」「搬送」の5つの分野をテーマに作業部会を設置し、個別具体的な検討を行っています。

【災害医療コーディネーターの任命状況】（平成28年12月1日現在）

地域災害医療コーディネーター：青梅市立総合病院 肥留川医師

【西多摩圏域医療対策拠点】青梅市立総合病院に設置

【ブロックコーディネーター】

ブロック	担当地域	コーディネーター
青梅	青梅市・奥多摩町	青梅市立総合病院医師
福生	福生市・羽村市・瑞穂町	公立福生病院医師
あきる野	あきる野市・日の出町・檜原村	公立阿伎留医療センター医師

【災害拠点病院等】

- 災害拠点病院：青梅市立総合病院（中核）、公立福生病院、公立阿伎留医療センター
- 災害拠点連携病院：医療法人社団仁成会高木病院、医療法人社団大聖病院、医療法人社団悦伝会目白第二病院

コラム⑦ EMISについて

広域災害救急医療情報システム（EMIS：Emergency Medical Information System）

災害発生時に、被災した都道府県を越えて医療機関の稼働状況など災害医療に関わる情報を共有し、被災地域で迅速かつ適切に医療救護に関する情報を集約・提供していくためのシステム。都においては、災害対策本部、医療対策拠点、区市町村災害対策本部又は医療救護活動拠点、病院、保健所などが情報を共有します。

○市町村が事前に入力すること

基礎情報、避難所基礎情報（避難所住所等可能な範囲で）

○市町村が発災後に入力すること

救護所情報、避難所情報、（必要時）医療機関の代行入力 等

資料：災害時医療救護活動ガイドライン（東京都福祉保健局、平成28年2月）

※EMIS操作については上記第5章を参照